

## 第 48 回防火小委員会 (FP48) の結果について

平成 16 年 1 月 12 日から 16 日まで、国際海事機関 (IMO) 本部 (ロンドン) において開催された標記小委員会の審議結果の概要は、次の通り。

### 1 . SOLAS 条約第 -2 章、FTP コード及び FSS コードの統一解釈

2000 年に改正された SOLAS 条約並びに同条約で引用される FTP コード及び FSS コードの統一解釈が作成され、本年 5 月に開催される第 78 回海上安全委員会 (MSC78) に報告し、同統一解釈案の承認を求めることとなった。

なお、この統一解釈案の中には、甲板上又は貨物倉に危険物を積載した船舶の貨物倉には固定式消火設備を設けることが必要であるとの解釈<sup>1</sup>が含まれていることに注意を要する。

### 2 . 火災安全システムに関する性能試験及び承認基準の見直し

水系固定式消火装置や高膨張固定式消火装置等の火災安全システムについて、各システムの性能承認基準の整合性を取るため総合的な見直しが行なわれているが、今次会合においては、機関室に設置される固定式消火装置の性能承認基準のベースとなる機関室水系消火装置 (MSC/Circ.668&728) 及び局所消火装置 (MSC/Circ.913) の改正内容が概ね合意された。今後は、他のシステムの性能承認基準の見直しを行なっていくこととなっており、最終的には、全ての火災安全システムの性能試験及び承認基準を定める MSC 決議が作成される予定である。

### 3 . 旅客船のための避難解析に関するガイドラインの見直し

現在、RoRo 旅客船に適用が強化されている避難解析のための暫定ガイドライン (MSC/Circ.1033) の見直しについては、次回会合で、当該ガイドラインの見直しを終了することとなっているものの、今次会合においては、当該ガイドラインの問題点が指摘されるにとどまった。なお、米国及びドイツは、当該ガイドラインを全ての旅客船に強制適用することを強硬に主張しており、この主張が認められる可能性は高いと見込まれる。

---

\* Reg. 10.7.2 の統一解釈案 危険物を運送する船舶の船倉に備える固定式消火設備

Any cargo space in a ship in the carriage of dangerous goods on deck or in cargo spaces should be provided with a fixed gas fire extinguishing system complying with the provisions of the FSS Code or with a fire extinguishing system which, in the opinion of the Administration, gives equivalent protection for the cargoes carried.

